

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

2026 年 5 月 12 日

ヘリオステクノホールディング株式会社

2026年5月12日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目11番10号
ヘリオステクノホールディング株式会社
代表取締役 佐藤 良久

ヘリオステクノホールディング株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026年6月30日を効力発生日として、当社を吸収合併存続株式会社、ヘリオステクノインベストメンツ株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅株式会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしましたので、本合併に関し、下記のとおり会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
本合併に際しては、吸収合併消滅会社の株主に対して、当社の株式、金銭その他の物の交付及び割当てを行いませんが、当社は吸収合併消滅会社の発行済み株式の全部を有していることから、相当であると判断しております。
3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
該当事項はありません。
4. 計算書類等に関する事項
 - (1) 吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表の内容
吸収合併消滅会社には本日現在で確定した最終事業年度がないところ、吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。
 - (2) 吸収合併消滅会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の成立の日後に吸収合併消滅会社について生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に当社について生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の見込みに関する事項

本合併の効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。これに加え、本合併の効力発生後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を来すような事態が生じることは現在予測されておりません。したがって、本合併の効力の発生日以後における当社の債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

6. 吸収合併契約等備置開始日後、前記 2 から 5 までに記載の各事項に変更が生じた場合における当該事項

変更が生じたときは直ちに開示いたします。

以上

吸収合併契約書

ヘリオステクノホールディング株式会社（以下「甲」という。）とヘリオステクノインベストメンツ株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続株式会社とし、乙を吸収合併消滅株式会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条 （合併当事会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続株式会社及び吸収合併消滅株式会社の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 吸収合併存続株式会社

商号 ヘリオステクノホールディング株式会社

住所 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 11 番 10 号

(2) 吸収合併消滅株式会社

商号 ヘリオステクノインベストメンツ株式会社

住所 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 11 番 10 号

第3条 （合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、甲の株式又はこれに代わる金銭等を交付しない。

第4条 （合併に際して増加する資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条 （合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年6月30日とする。ただし、甲及び乙は、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により、協議の上、これを変更することができるものとする。

第6条 （合併契約の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項の規定に基づく株主総会の決議による本契約の承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づく株主総会の決議による本契約の承認を得ないで本合併を行う。

第7条 （会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙のすべての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約を締結した日から効力発生日が到来するまでの間、善良な管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。

第9条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(以下余白)

本契約の締結を証するため本書 1 通を作成し、甲乙双方にて記名押印の上、甲がこれを保有する。

2026 年 4 月 17 日

甲： 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 11-10
ヘリオステクノホールディング株式会社
代表取締役社長 佐藤 良久 ④

乙： 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 11-10
ヘリオステクノインベストメンツ株式会社
代表取締役社長 西田 真澄 ④

貸 借 対 照 表

2025年 7月 1日 現在

(単位：円)

ヘリオステクノインベストメンツ株式会社

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	50,000,000	純 資 産 の 部	
預 け 金	50,000,000	【 株 主 資 本 】	50,000,000
		【 資 本 金 】	25,000,000
		【 資 本 剰 余 金 】	25,000,000
		資 本 準 備 金	25,000,000
		【 利 益 剰 余 金 】	0
		【 そ の 他 利 益 剰 余 金 】	0
		繰 越 利 益 剰 余 金	0
		純 資 産 合 計	50,000,000
資 産 合 計	50,000,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,000,000